

① 件 名
石巻市荒老人憩の家の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 荒老人憩の家は、高齢者の心身の健康の増進を図ることを目的とした施設として昭和52年度に建設され、これまで主に荒地区住民の集会所施設として、地域コミュニティの形成・維持に寄与してきた。</p> <p>また、平成18年度の指定管理者制度の導入後は、地区住民を中心として組織する船越区（35世帯、平成16年9月17日：地縁団体認可済み）が、指定管理者として適正な管理運営を行ってきた。</p> <p>【目的】 平成27年9月の台風通過に伴う大雨により床下土砂流入、便槽土砂流入、敷地洗掘等の被害があった。</p> <p>今後使用するには危険なことから廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 ・石巻市老人憩の家条例</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：<input checked="" type="checkbox"/>有・無〕】 ・総合計画基本計画の第1章第4節「安定した行財政運営を構築する」の「1 持続可能な行財政運営を推進する」中、「公から民への施策転換の推進」</p> <p>【個別計画との整合性】 ・石巻市行財政改革大綱及び石巻市行財政運営プラン （3 行財政運営プランについて （2） 構成 基本目標4 公共施設の適正な管理・運営）</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成27年 9月18日 台風通過に伴う大雨により、土砂流入等の被害が発生。</p> <p>平成27年10月 7日 荒地区住民に対し、老人憩の家の対処方法・今後の方針等について説明。 ～平成27年10月27日</p> <p>平成27年11月11日 荒地区会より、老人憩の家を解体し集会所を新築したいとの回答を受けた。</p>

⑤ 主な内容
<p>1 石巻市荒老人憩の家の解体</p> <p>【施設概要】</p> <p>(1) 施設の位置 石巻市雄勝町船越字荒204番地</p> <p>(2) 設置年月 昭和52年12月(築38年)</p> <p>(3) 建物構造 木造瓦葺平屋建て 172.23㎡</p> <p>(4) 施設内容 大(洋)広間(42帖)、大(和)広間(21帖)、洋室(5・5・6帖)3室、調理室、トイレ、物置</p> <p>※参考 年間利用者数 延べ408人(平成27年度)</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)
<p>【影響・効果】</p> <p>建築後38年を経過し今後使用するには危険なことから解体するもの。</p> <p>解体費用 約6,200千円(一般財源)</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
なし
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成28年6月 市議会第2回定例会へ提案</p> <p>・石巻市老人憩の家条例の一部改正について (石巻市荒老人憩の家の廃止・平成28年7月1日施行)</p> <p>平成28年8月 石巻市荒老人憩の家解体工事着工</p> <p>平成28年9月 解体工事完了</p>
⑨ その他
<p>当該施設は厚生省所管老人憩の家設置事業費補助金を財源として建設されたものであるが、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号」に基づく、厚生労働大臣が定める財産の処分の制限が適用される期間(24年)が経過しており、処分に係る申請等は要しない。</p> <p>解体後は、地区住民から新たに集会所建設が要望されていることから、地区が事業主体として集会所を建設する(石巻市集会所建設費補助金を活用)。集会所は地域活動の拠点施設として効果的に活用されることが期待され、地域コミュニティ活動の一層の推進と地区住民の自治意識の高揚が図られる。</p>